平成２４年９月７日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ラ イ ト オ ン
代 表 者 名　代表取締役社長　横 内 達 治
（コード番号７４４５　東証第一部）
問 合 せ 先　取締役管理部長　三 浦 憲 之
（ＴＥＬ：０２９－８５８－０３２１）

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より次の行為に関し、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

(1) 下請事業者と取り交わした取引契約書等に基づき、当社が仕入代金の額から「リベート」、「値引き」と称して支払代金を減額した行為が下請法第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。減額分（16,213,730 円）につきましては、平成 24 年８月に全額を当該下請事業者に返還しております。

(2) 下請事業者と取り交わした取引契約書等に基づき、返品を実施したことが、下請法第４条第１項第４号（返品の禁止）の規定に違反すると判断されたもので、その取引金額は、123,642,360 円であります。内、111,583,476 円分の商品につきましては、平成 24 年４月までに受領し、差額（12,058,884 円）につきましては、平成 24 年８月に全額を当該下請事業者に返還しております。

また、返品に際して一部の下請事業者に返品送料をご負担いただいたことが、同第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。当社は、平成 24 年８月に送料をご負担いただいていた下請事業者に対して送料相当額（2,795,700 円）を返還しております。

尚、これらの返還による当社の業績への影響は軽微であります。

当社では、お取引先様にご負担いただく費用につきまして支払代金より差引いてお支払しておりますが、特定のお取引先様、特定の取引が当該下請取引に該当するという認識が無かったため今回の勧告を受けるに至ったものであります。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンス意識の向上と再発防止に努めてまいる所存でございます。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

以　上